

公立小・中学校の適正規模について（指針）

～未来の子どもたちのために～

**平成20年4月
茨城県教育委員会**

目 次

はじめに	1
1 小・中学校の適正規模の基準	2
2 適正配置を進めるにあたっての考え方	3
3 適正配置に際して留意すべき事項	4
4 適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援	5

参 考 資 料

○公立小学校児童数・学校数	7
○公立中学校生徒数・学校数	7
○年少（0～14歳）人口推計	8
○学級数別の学校数（小学校）	9
○学級数別の学校数（中学校）	9
○本県の小・中学校規模の現状	10
○小・中学校規模の現状（市町村）	11
○学校規模別教職員配置の標準（例）	12
○公立小・中学校規模の標準に関する国の基準等について	13
○統合に関する国（文部科学省）の補助制度等について	15
○小・中学校適正規模検討委員会の状況について	16

はじめに

学校においては、児童生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場として一定の規模が必要であるが、急激な少子化の進行に伴い、本県において学校の小規模化や複式学級が増加しており、今後の人口推計からもその傾向は加速していく。

また、このような状況を踏まえて市町村教育委員会において、小・中学校の適正規模や適正配置に向けた取組を検討しようとするなかで、県として望ましい適正規模の基準について提示することが強く望まれている。

学校の適正規模や適正配置については、設置者である市町村がそれぞれの歴史や地域との関わりを考慮しながら主体的に判断するべきものであるが、県として児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校の目指すべき姿を示すものである。

1 小・中学校の適正規模の基準

- 小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。

- 中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

2 適正配置を進めるにあたっての考え方

本県においては、上記の適正規模の基準を下回る学校が半数以上を占めており、市町村においては、これらの学校について地域の実情や児童生徒数の推移等を勘案し適正規模化に向けた積極的な検討を行う必要がある。検討するにあたっては、下記の例に加えて、児童生徒の教育環境の改善に向けて幅広い観点から、市町村内の小・中学校の適正配置を図る必要がある。

- 児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
- 小学校においては、全ての学年においてクラス替えが出来ない1学年1学級の学校について、統合を検討すべきである。
- 中学校においては、クラス替えが出来ない5学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。
- 過去に児童生徒の増加により分離新設された学校を持つ市町村においては、急激な児童生徒の減少が生じている小・中学校を持つ場合もある。

これらの学校においては、本来の学区を分離新設により分割した場合が多く、学校間の距離が近いこれらの地区においては、将来の人口推計を踏まえて市町村の学校の適正配置を検討し、学区の見直しや統合による適正規模化に向けた取組を検討すべきである。

※ 学校規模などから、統合を実施しても適正規模になることが見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

3 適正配置に際して留意すべき事項

- 小・中学校の適正配置の検討は児童生徒にとってより良い教育環境の改善整備を目指して実行するものであり、これを機会に保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育に関する取組などについて十分な議論を行うこと。
- 適正配置の検討においては、将来的な児童生徒数の推移などを考慮して市町村全体での適正な配置となるよう、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏などを考慮しながら検討すること。
- 小・中学校の適正配置により、通学区域が広域化されることに伴う通学距離及び通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、保護者や地域住民の不安の解消などに配慮すること。
- 地理的条件や地域的・歴史的な関連により小規模な小・中学校の適正規模化が困難な場合であっても、小中一貫教育や学校種間の積極的な連携の検討などによる教育環境の改善に向けた取組を図るべきであること。
- 小・中学校の適正配置により、統合が行われた場合に、児童生徒は新たな教育環境の中で人間関係づくりや学習環境が大幅に変化した中で生活を行うことになる。これらの急激な環境の変化に対応するために、事前の交流活動や統合後のきめ細やかな指導が行えるよう十分な配慮をすること。
- 各学校で行われている、地域との密接な関係による特色のある教育活動については、保護者や地域住民の意見を十分聴取し、継続した取組が出来るように配慮すること。

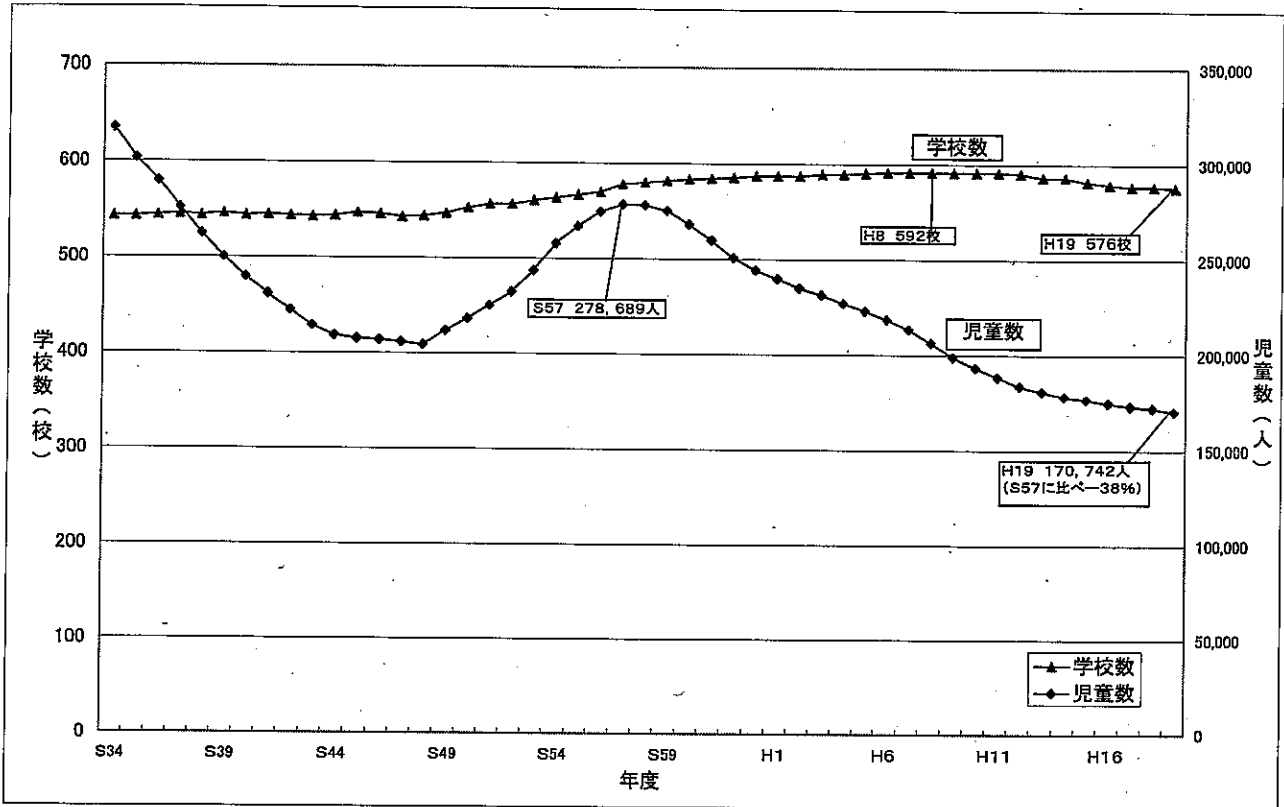
4 適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援

- 児童生徒の望ましい教育環境を求めて適正配置を行う市町村に対して、他県及び本県における取組状況などの情報提供や適切な指導助言を行う。

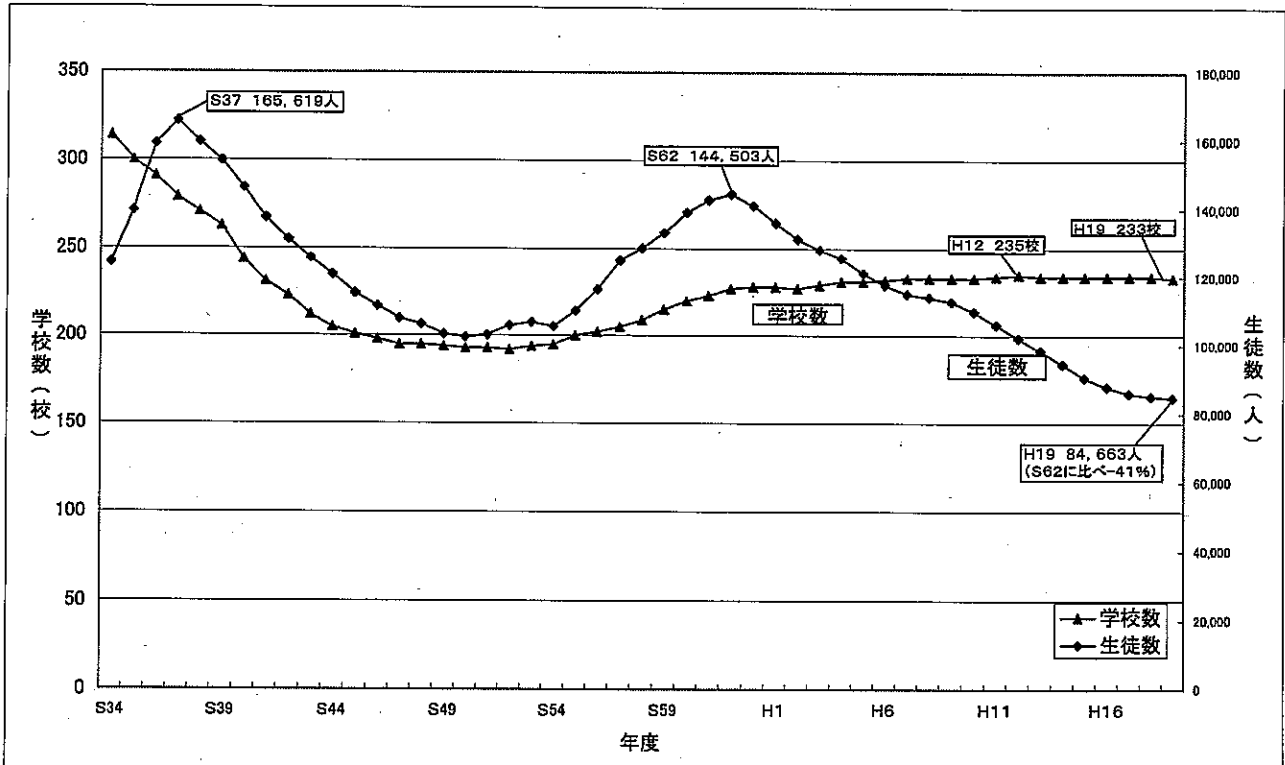
- 小・中学校の適正規模に向けた統合を実施する市町村に対して、県として、教職員の配置、広域化する児童生徒の通学への市町村での対応、教育環境の改善のための検討などの市町村に必要とされる支援措置について引き続き検討を行う。

参 考 资 料

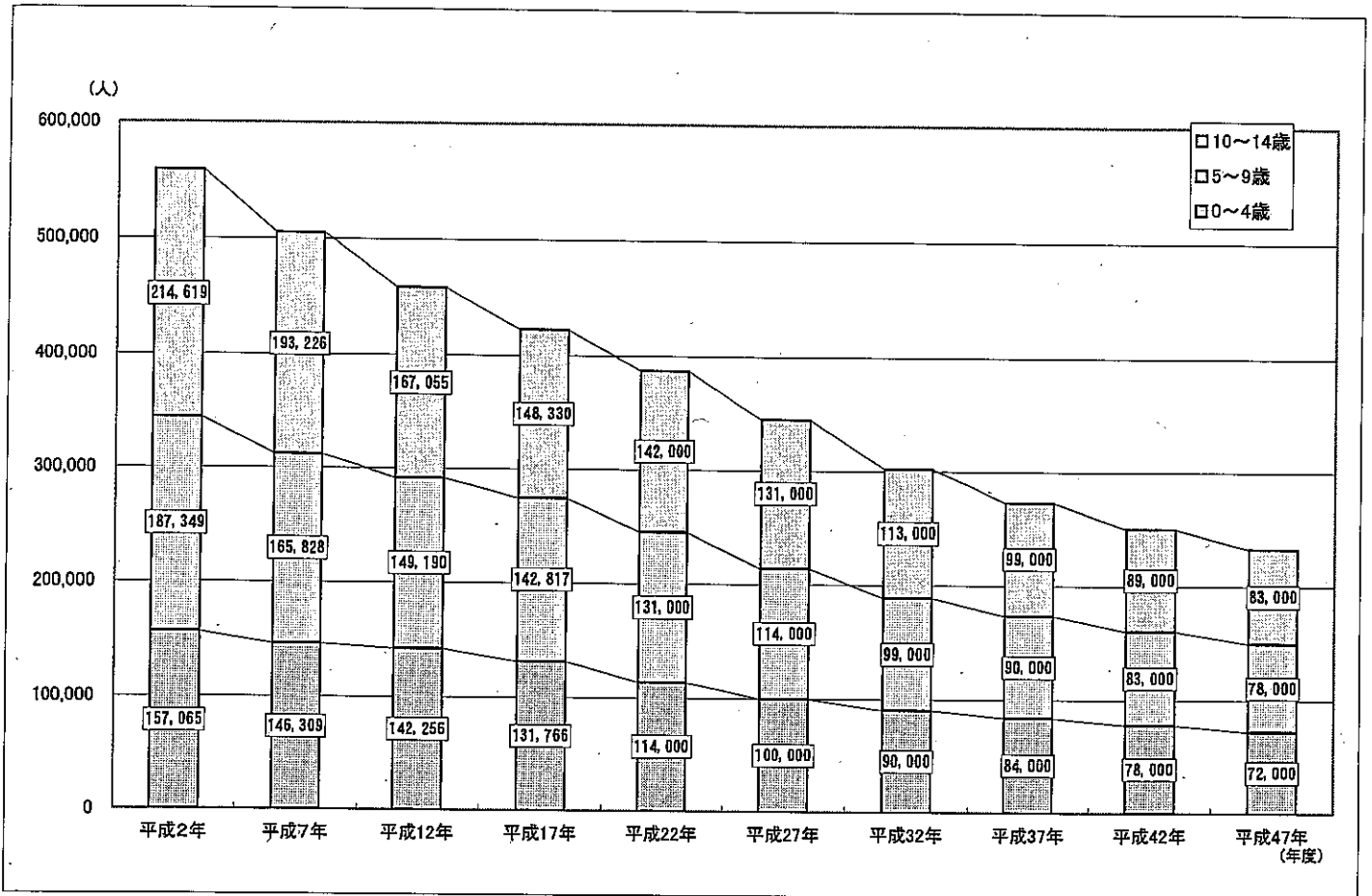
公立小学校児童数・学校数



公立中学校生徒数・学校数



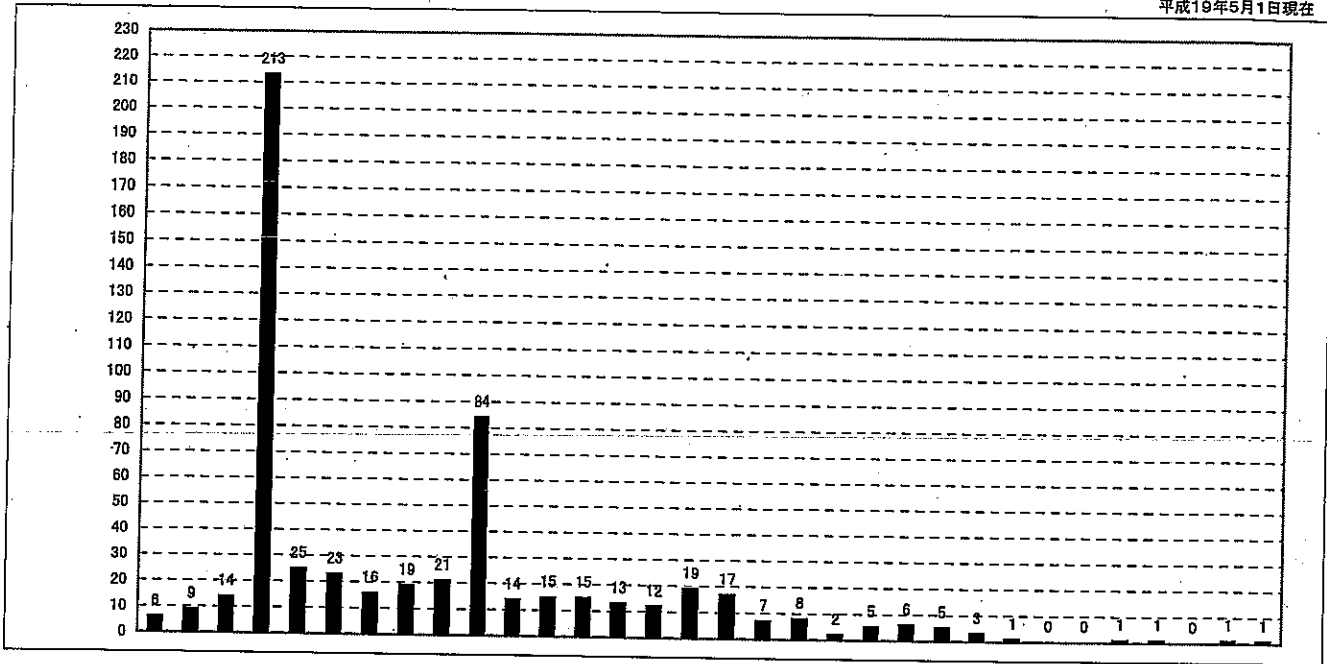
年少(0~14歳)人口推計



(参考資料) 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成19年度)

学級数別の学校数(小学校)

平成19年5月1日現在



※ 学級数は普通学級の実学級数であり、特別支援学級は含まない。

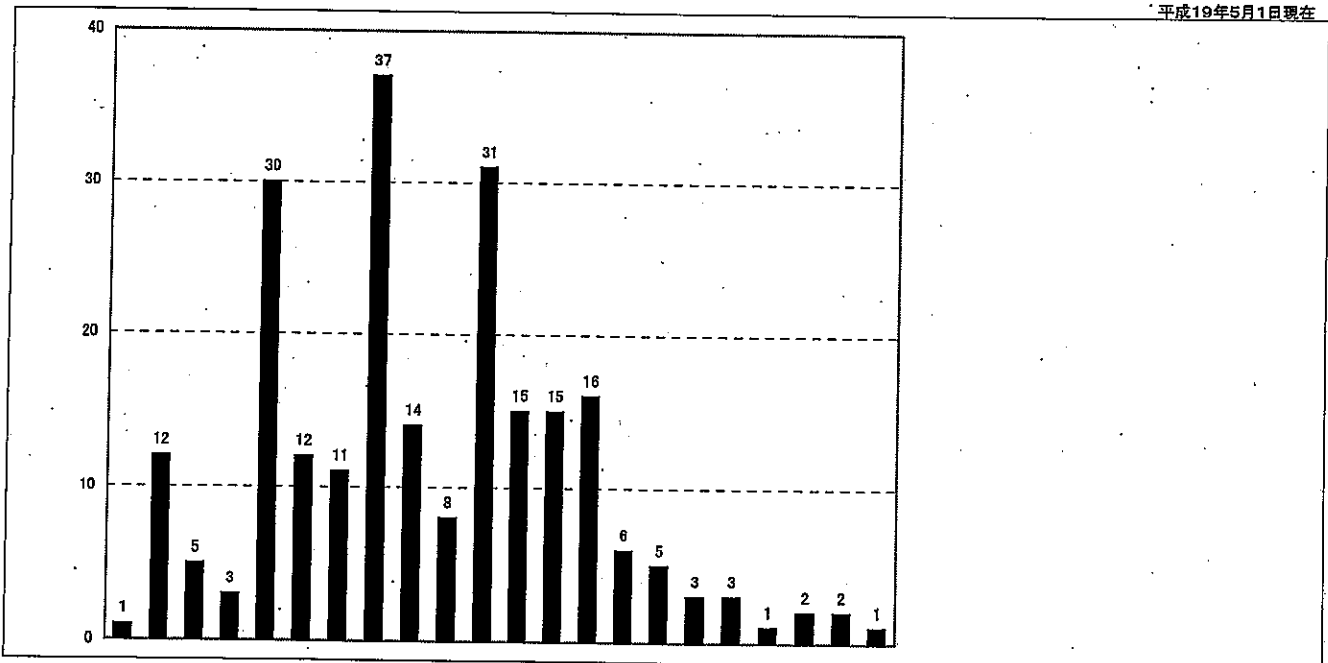
(参考)

H 1

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	計
学校数	-	1	4	8	4	145	23	28	11	20	29	105	16	14	13	9	17	27	16	8	13	13	11	15	13	3	6	5	5	2	1	2	2	1	590
(割合%)	17校 2.9%					256校 43.4%							201校 34.1%					116校 19.7%																	

学級数別の学校数(中学校)

平成19年5月1日現在



※ 学級数は普通学級の実学級数であり、特別支援学級は含まない。

(参考)

H 1

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	計
学校数	-	2	6	2	3	11	6	5	19	5	9	22	7	12	18	10	10	12	8	7	9	10	8	7	3	4	4	2	3	1	1	1	1	1	228	
(割合%)	13校 5.7%					65校 24.1%							91校 39.9%					69校 30.3%																		

本県の小・中学校規模の現状

1. 児童・生徒数等

	児童生徒数 (人)	学校数	学級数	教員数 (人)	1校当たり		1校当たり		1学級当たり		1校当たり		教員1人当たり	
					児童生徒数	学級数	児童生徒数	教員数	児童生徒数	教員数	児童生徒数			
小学校	170,742	576	6,770	10,212	296.4 (312.8)	11.8 (16.7)	25.2 (18.7)	17.7 (18.4)	16.7 (17.0)					
中学校	84,663	233	2,787	5,983	363.4 (327.8)	12.0 (11.0)	30.4 (29.8)	25.7 (23.1)	14.2 (14.2)					

(注1)平成19年度学校基本調査の数字

(注2)()は全国の数字

(注3)学級数には特別支援学級を含む

2. 児童・生徒数と学校数の直近のピーク時との比較

		昭和57年・ 昭和62年	平成19年	増減率
小学校	児童数	278,689	170,742	-39% (-41%)
	学校数	578	576	0% (-9%)
	学級数	8,431	6,770	-20%
中学校	生徒数	144,503	84,663	-41% (-43%)
	学校数	227	233	3% (-3%)
	学級数	3,713	2,787	-25%

(注1)本県の直近のピーク時は、小学校昭和57年、中学校は昭和62年。

(注2)()は全国の数字

3. 学級数別学校数

	小学校		中学校		
	学校数	構成比	学校数	構成比	
5学級以下	24	4.2% (13.8)	20	8.6% (22.2)	
6~11学級	293	51.4% (35.4)	91	39.1% (33.1)	
12~18学級	166	28.8% (29.3)	104	44.6% (32.5)	←(国が示す標準規模)
19学級以上	93	16.1% (21.5)	18	7.7% (12.4)	
計	576		233		

55.6% (49.2) 47.6% (55.3)

(注1)平成19年度学校基本調査の数字

(注2)()は全国の数字

(注3)学級数には特別支援学級を含む

小・中学校規模の現状（市町村）

（H19.5.1現在）

市町村名	小学校					中学校						
	5学級以下	6学級から11学級	12学級から18学級	19学級以上	計	5学級以下	6学級から8学級	9学級から11学級	12学級から18学級	19学級以上	計	
水戸	水戸市	1 (2.9%)	11 (32.4%)	14 (41.2%)	8 (23.5%)	34	2 (12.5%)	1 (6.3%)	2 (12.5%)	9 (56.3%)	2 (12.5%)	16
	笠間市		6 (42.9%)	6 (42.9%)	2 (14.3%)	14	2 (28.6%)	1 (14.3%)		4 (57.1%)		7
	ひたちなか市		5 (25.0%)	8 (40.0%)	7 (35.0%)	20	1 (11.1%)	1 (11.1%)		4 (44.4%)	3 (33.3%)	9
	常陸大宮市	5 (26.3%)	12 (63.2%)	2 (10.5%)		19	2 (28.6%)	4 (57.1%)		1 (14.3%)		7
	那珂市	1 (9.1%)	5 (45.5%)	5 (45.5%)		11			3 (60.0%)	2 (40.0%)		5
	小美玉市		7 (58.3%)	5 (41.7%)		12		1 (33.3%)	1 (33.3%)		1 (33.3%)	3
	茨城町	1 (11.1%)	7 (77.8%)	1 (11.1%)		9		2 (66.7%)		1 (33.3%)		3
	大洗町		3 (75.0%)	1 (25.0%)		4		1 (50.0%)	1 (50.0%)			2
	城里町	2 (20.0%)	7 (70.0%)	1 (10.0%)		10	1 (25.0%)	2 (50.0%)		1 (25.0%)		4
	東海村		2 (33.3%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	6		0.0%		2 (100.0%)		2
	大子町		7 (87.5%)	1 (12.5%)		8	4 (80.0%)	1 (20.0%)				5
県北	日立市	2 (8.0%)	4 (16.0%)	11 (44.0%)	8 (32.0%)	25	2 (13.3%)	2 (13.3%)	6 (40.0%)	5 (33.3%)		15
	常陸太田市	3 (15.8%)	13 (68.4%)	3 (15.8%)		19	3 (37.5%)	1 (12.5%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)		8
	高萩市	1 (20.0%)		4 (80.0%)		5	1 (25.0%)	2 (50.0%)		1 (25.0%)		4
	北茨城市		10 (83.3%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	12	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)		5
鹿行	鹿嶋市		6 (50.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	12		2 (40.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)		5
	潮来市	1 (14.3%)	4 (57.1%)	2 (28.6%)		7		3 (75.0%)	1 (25.0%)		4	
	神栖市		6 (37.5%)	8 (50.0%)	2 (12.5%)	16		2 (25.0%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)		8
	行方市	3 (16.7%)	15 (83.3%)			18		2 (50.0%)	2 (50.0%)			4
	鉾田市		19 (95.0%)	1 (5.0%)		20		1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)		4
県南	土浦市	1 (5.0%)	6 (30.0%)	7 (35.0%)	6 (30.0%)	20		1 (12.5%)		7 (87.5%)		8
	石岡市		14 (73.7%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)	19		5 (62.5%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)		8
	龍ヶ崎市		5 (38.5%)	6 (46.2%)	2 (15.4%)	13			3 (50.0%)	3 (50.0%)		6
	取手市		7 (38.9%)	11 (61.1%)		18	1 (12.5%)	2 (25.0%)	3 (37.5%)	2 (25.0%)		8
	牛久市		1 (14.3%)	2 (28.6%)	4 (57.1%)	7		1 (20.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)		5
	つくば市	2 (5.3%)	20 (52.6%)	11 (28.9%)	5 (13.2%)	38		3 (21.4%)	3 (21.4%)	8 (57.1%)		14
	守谷市		2 (22.2%)	7 (77.8%)		9			2 (50.0%)	2 (50.0%)		4
	稲敷市	1 (6.3%)	13 (81.3%)	2 (12.5%)		16		1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)		4
	かずみがうら市	1 (7.7%)	10 (76.9%)		2 (15.4%)	13		2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)		4
	つくばみらい市		7 (70.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	10		1 (25.0%)	3 (75.0%)			4
	美浦村		1 (33.3%)	2 (66.7%)		3				1 (100.0%)		1
	阿見町		5 (62.5%)	3 (37.5%)		8			1 (33.3%)	2 (66.7%)		3
	河内町		4 (100.0%)			4	1 (50.0%)	1 (50.0%)				2
利根町	1 (20.0%)	4 (80.0%)			5				1 (100.0%)		1	
県西	古河市		10 (43.5%)	13 (56.5%)		23			4 (44.4%)	4 (44.4%)	1 (11.1%)	9
	結城市		6 (66.7%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	9			1 (33.3%)	2 (66.7%)		3
	下妻市	1 (10.0%)	6 (60.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	10			1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	3
	筑西市		12 (60.0%)	5 (25.0%)	3 (15.0%)	20		1 (14.3%)		6 (85.7%)		7
	坂東市	1 (7.7%)	10 (76.9%)	2 (15.4%)		13		1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	4
	桜川市	1 (9.1%)	8 (72.7%)	2 (18.2%)		11		2 (40.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)		5
	常総市		10 (71.4%)	4 (28.6%)		14		1 (20.0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)		5
	八千代町		3 (60.0%)	2 (40.0%)		5		1 (50.0%)		1 (50.0%)		2
	五霞町		1 (50.0%)	1 (50.0%)		2			1 (100.0%)			1
境町		3 (60.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	5				1 (50.0%)	1 (50.0%)	2	
計	29 (5.0%)	317 (55.0%)	172 (29.9%)	58 (10.1%)	576	21 (9.0%)	53 (22.7%)	59 (25.3%)	91 (39.1%)	9 (3.9%)	233	

(注)学級数は普通学級の実学級数であり、特別支援学級は含まない。

学校規模別教職員配置の標準(例)

小学校

(単位:人)

学級数	校長	教頭	教諭			教員計	養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	小計				
2学級	1	—	2	—	2	3.00	—	—	3.00
3学級	1	—	3	0.75	3.75	4.75	1	0.75	6.50
5学級	1	—	5	1	6	7.00	1	1	9.00
6学級	1	0.75	6	1	7	8.75	1	1	10.75
12学級	1	1	12	1.5	13.5	15.50	1	1	17.50

中学校

(単位:人)

学級数	校長	教頭	教諭		教員計	養護教諭	事務職員	合計
			教科担任	小計				
2学級	1	—	6	6	7.00	—	—	7.00
3学級	1	0.5	7.5	7.5	9.00	1	0.75	10.75
5学級	1	0.5	7.8	7.8	8.30	1	1	10.30
6学級	1	1	9.5	9.5	11.50	1	1	13.50
9学級	1	1	14.48	14.48	16.48	1	1	18.48

○中学校におけるモデル的教員配置 (5学級・6学級・9学級)

教職員数は学級数を基に、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)」により上記のように算定される。

※あくまで標準的なモデル配置であり、実際の教員配置は学校の事情によって異なっている。

(単位:人)

区分	校長	教頭	教諭									
			国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健体育	技術	家庭
5学級	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	
6学級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9学級	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1

公立小・中学校規模の標準に関する国の基準等について

○ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

○ 公立小・中学校の統合方策について

（昭31.11.17 文初財第503号各都道府県教育委員会、各都道府県知事あて）
文部事務次官通達

公立小・中学校のうちには小規模の学校が多く、これらの学校においては、一般に教員の適正な配置や施設設備の整備充実をはかることがむずかしいため教育効果の向上を図ることが困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっている現状である。文部省においては、この問題の重要性にかんがみ、さきに中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。

ついては、貴職におかれても学校統合の意義にじゅうぶん考慮を払い、地方の実情に即し答申の趣旨を施策の参考として、統合の推進をはかるとともに、貴管内関係機関に対して趣旨の徹底方をお願いする。

なお、文部省においては答申の趣旨に従って所要の措置を講じ、具体的な事項については、指導書を作成する等により目的の達成に努める所存であるが、このことについては、おって連絡する。

別紙

公立小・中学校の統合方策についての答申（昭和31.11.5）

本審議会は、公立小・中学校の統合方策について、特別委員会を設けて審議を行って得た結果に基き、総会においてさらに慎重に審議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

記

公立小・中学校のうち小規模学校の占める割合は大きく、これらの小規模学校は教員組織の充実と施設設備等の拡充を図る上に困難を伴うことが多いので、これを適正な規模にまで統合することは義務教育水準の向上と学校経費の合理化のためきわめて重要である。

特に、ここ数年来画期的な規模において町村の合併が行われ、合併市町村ではその建

設計画において地域の文化的中心であり精神的統合の基礎である学校の統合を重要な課題としてとりあげているので、この機運とあわせて、小規模学校の統合を促進することはきわめて適切なことである。

これらの諸点にかんがみ、この際合併市町村における学校の統合はもとより、その他の市町村における学校の統合についても、次の要領により積極的計画的に実施する必要がある。

I 学校統合の基本方針について

- 1 国および地方公共団体は、前文の趣旨に従い、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向をじゆぶんに考慮して計画的に実施すること。
- 3 学校統合は慎重な態度で実施すべきものであつて、住民に対する学校統合の意義についての啓発については特に意を用いること。

II 学校統合の基準について

- 1 小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12学級ないし18学級を標準とすること
- 2 児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあつては、4キロメートル、中学校生徒にあつては6キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件ならびに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

III 学校統合に対する助成について

- 1 国は、学校統合により必要とされる施設の建築費についてじゆぶんにかつ計画的に助成すること。
- 2 国は、各種振興法に基く補助金等の配分については、統合を行つた学校に対し格別の考慮を払うこと。
- 3 国は、学校統合に伴い児童生徒の通学を容易にするため必要となるスクール・バス、スクール・ポート等の交通機関の設置に対して助成策を講ずること。

○ 公立小・中学校の統合について

〔昭48.9.27 文初財第431号各都道府県教育委員会あて 文部省初等中等教育局長
文部省管理局長通達〕

学校統合の方策については、昭和31年に「公立小・中学校の統合方策について」（昭和31年11月17日付文初財第503号文部事務次官通達）をもって通達されているところであり、貴委員会におかれても貴管下市町村に対して御指導を願つてきたところですが、その後の実施状況にかんがみますと、なお下記のような事項に留意する必要がありますと考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いします。

記

- 1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- 2 (1) 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。
(2) 学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。
(3) 統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。

統合に関する国（文部科学省）の補助制度等について

○ 遠距離通学への対応

学校が統廃合される場合、児童・生徒の通学条件を緩和するために、市町村が負担するスクールバス・ボート等購入費及び遠距離通学費の一部を補助し、もって教育水準の向上を図っている（へき地児童生徒援助費等補助）。

- ① 市町村がへき地学校等の児童・生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバス等を購入する費用の1/2（限度額1台当たり304万円（H19補助単価））

下記のいずれかに該当すること

- ・へき地学校であること
- ・市町村合併に起因する学校統合が行われたこと
- ・人口の過疎現象に起因する学校統合が行われたこと
- ・過疎地域においてバス路線の廃止により遠距離通学児童生徒の通学条件が悪化したこと

- ② 市町村が学校統合に伴う遠距離通学児童・生徒に対して通学費を負担した費用の1/2（国庫補助の開始から5年間）

下記のすべてに該当すること

- ・通学距離が児童4km以上、生徒6km以上であること
- ・学校統合が行われたこと
- ・市町村の負担する通学費が年額30万円以上であること

（担当課 財務課）

○ 公立学校施設整備

統合を行う小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築について、配慮されている。また、公立小・中学校の校舎・屋内運動場の補強・改築事業について優先的に実施する。

- ・統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築補助率・・・1/2

（担当課 財務課）

○ 学校給食施設整備（市町村合併時に統合計画があることが要件）

合併により共同調理場を統合するなどして新たに設置する場合には、一部事務組合等による事業と同様、既存の調理場の更新事業でなく、新規事業として取り扱われている。

- ・合併に伴い、既存の共同調理場の統合による共同調理場の設置を行う場合
（補助率 1/3 → 1/2）

（担当課 保健体育課）

※ 教職員定数に関する激変緩和措置（市町村合併時に統合計画があることが要件）

市町村合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し教職員定数が減となる場合であっても、一定期間激変緩和する措置が講じられている。

（担当課 義務教育課）

小・中学校適正規模検討委員会の状況について

時 期	内 容
12月10日	<p>庁内作業 委員会の委員選定 第1回検討委員会の資料の作成</p> <p>第1回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・本委員会の趣旨説明 ・委員長挨拶 ・本県の小・中学校の現況（児童生徒数の推移等） ・検討に必要な基礎データ等の提供
1月9日	<p>庁内作業 第1回委員会を受けての課題検討 第2回検討委員会の議題・資料の作成</p> <p>第2回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模小・中学校のメリット・デメリットについて ・本県の最近の統廃合の状況 ・適正な学校規模のために必要な条件等の整理
1月30日	<p>庁内作業 第2回委員会を受けての課題検討 指針（案）の構成について</p> <p>第3回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者（取手市教育長及び茨教組書記長）からの意見聴取と質疑応答 <p>事務局による市町村教育長ヒアリング</p>
2月22日	<p>第4回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討結果の整理の仕方と指針（案）についての協議 <p>事務局による市町村教育長ヒアリング</p>
4月21日	<p>第5回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針（素案）についての協議